第424号

2016年

4月12日

どぶいた

ニュース

全損保日動外勤支部

東京都中央区銀座5-13-16

日動火災・熊本県共同ビル4F

電 話 03-3572-1720

FAX 03-3572-1721

教宣部 発行

団交報告

支部闘は3月31日、2016年春闘の要求各項目について、主旨説明の団体交渉をおこないました。会社は、「回答期限は決算の影響で変更がある可能性もある」と回答しましたが、「5月12日は重要な打ち切り日と設定している、業績賞与以外の回答については5月12日に回答するよう」求めました。交渉内容は以下の通りです。

日 時: 2016年3月31日 17時30分~17時40分

場 所: 本館11階 4号会議室

出席者: 組合側) 田中・中嶋・及川・堀・天野・佐瀬・小野寺・陶山・成田

会社側) 田中・桑田・伊藤・中井・高木・中島・岡村・松尾

組合) 3月17日に提出した要求書の主旨説明を行う。

この要求は第73回全損保定期全国大会ならびに日動火災外勤支部の決定に基づく要求である。

あらためて要求内容を説明する前に、要求の検討に当たっては2010年2月3日、「全日本損害保険労働組合」ならびに「全日本損害保険労働組合日動火災外勤支部」との間に交わされた和解の精神を守り、和解条項に示された内容に於いて、協定通りの運用をすることを求める。昨年の春闘でも要求の前提として掲げ求めてきたが、組合員各人の昇級について今回も和解協定通りの運用がなされていないことは、組合として大変遺憾だと言わざるを得ない。今年度についても引き続き要求の前提として求める。

それでは要求各項目について、説明する。

- 1. 2016年度賃金支給の件
- (1)従業員の要求について

今年度スタートした『新中期経営計画のなかにおいて「良い会社を目指して」と題して、 日本経済の成長を支える当社の役割は大きいと考えている、なおかつ日本で一番人が育つ 会社を目指す』としている。人を育て経済を成長させるのであれば当然、従業員に対する「生活面での成長」もなければならず、そのための賃金の引き上げは不可欠かつ重要な会社の責務であると考える。昨年度のベースアップで、賃金の改善が図られたとしているが、物価の上昇にはとても追いついておらず、実質賃金もそれに追いついていないのが実態である。政府も引き続き経済を成長させるためには賃上げが必要であると3年連続で財界に賃上げを要請している事実もある。当社も日本経済の牽引力の一つになることが、本業の伸びにもつながると考える。第三四半期決算をみても正味収入保険料は前年同期比+5.9%と過去最高となった昨年を上回るペースとなっている。自然災害の影響もあるが、自動車保険の収支改善を中心に業績は順調に推移している。まさに従業員の頑張りが会社の業績をけん引していると言える。その頑張りに報いるためにも、今春闘においては3%の増額を要求する。そのことが、従業員のモチベーションのアップにもつながり、さらなる会社の成長へとつながると確信する。

(2) シニア社員の要求について

シニア社員の賃金については、制度上の賃金を適用し、和解協定通りの運用とすること。

2. 業績賞与決定スキームについて

業績賞与決定スキームについては合意しておらず、現在においても継続協議中である。 組合は従業員の働きや頑張りが反映される仕組みとはなっていないと指摘している。従業 員の頑張りではどうしようもない指標のポイントの比重が大きく、それによって従業員の 生活給である臨給が乱高下してしまう仕組みとなっている。常に安定した支給となるよう な仕組みとするよう求める。

3. 2016年度臨時給与支給について

(1) 2016年度の臨時給与について

先ほども述べた通り組合は、臨給は生活給であると考えているし、スキームにも合意していないが会社が適用しているスキームの100%の月数が基本月数と考えている。それが安定的に支給されなければ従業員も生活を安定して見通せないと考える。また、和解での準備書面7のシミュレーションは評価点100点で算出されたものであることからも会社が適用しているスキームの100%での支給を求める。

(2) 臨時給与について、年初協定すること。

4. その他要求について

(1) 職種変更者のシニア社員制度の適用について

組合は契約係社員制度廃止当時の会社提案には合意していないことから、職種変更者についても原告だった組合員と同じくシニア社員制度の適用において主任調査役に区分することを求める。

(2) シニア社員の特別連続休暇の新設について

元々の60歳以降の嘱託社員制度の代替が、シニア社員制度であることを考えれば、 特連がないのは不条理であることから新設を求める。

以上が全組合員の声を基に決定した今春闘の要求である。この要求を真摯に受け止め、要求に沿った回答をされることを求める。また、全損保統一闘争の基、自主交渉の打切り日を5月12日に設定している、そのことを踏まえ真摯な対応と検討をされることを求めておく。

会社)回答期限は決算の影響で変更の可能性があることを了承して頂きたい。また、20 16年4月1日から役割給を廃止してマイランク給と業績給に分かれるが、それぞれのテーブルについて3%を乗じるという主旨の要求ということか。

組合)組合としては新しい提案には合意していない。現在のテーブルに一律3%を要求している。マイランク給と業績給に分かれていることはこちらも承知しているが、それらは 役割給を振り分けたものに過ぎない。当然マイランク給プラス業績給という主旨である。

また、組合は5月12日を重要な打切り日と設定している。決算の関係で業績賞与額については対外発表されていないから決定できないということは承知しているが、それ以外の回答については5月12日に回答するよう求める。

会社) 了解。回答できる部分との2段階での回答も検討してみる。

以上